

・新型コロナウイルス感染者の療養期間

医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

また、症状のない方については、検体採取日から7日間（オミクロン株の場合）経過した場合、療養終了となります。

ただし、初めは症状がなく途中で発症した場合、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

なお、いずれの場合も解除のための検査は不要です。

※症状のない方については、療養解除後も10日間を経過するまでは検温などの健康状態の確認を実施してください。

【陽性者の自宅等での療養期間】

